

## ふじのくに消防団応援連盟事業実施要領

### 第 1 目的

消防団は地域の安全・安心に多大な貢献をしていることから、ふじのくに消防団応援連盟に参加している事業所等は、自らが静岡県内で運営する施設において、消防団員への優遇措置を行うことにより消防団活動を支援し、消防団員の確保を含む地域の消防防災力の一層の充実強化に協力する。

### 第 2 事業対象者

消防組織法第 19 条に定める消防団員のうち静岡県の消防団に所属する者(以下「静岡県の消防団員」という。)及びその家族で、家族とは、消防団員と同居の配偶者、子、孫、父母及び祖父母等とする。

### 第 3 事業実施施設

優遇措置を実施することにより消防団活動を支援する、ふじのくに消防団応援連盟に参加している事業所等が運営する施設(以下「消防団員サポート施設」という。)とする(別紙 1 のとおり)。

### 第 4 事業内容

静岡県の消防団員及びその家族が消防団員サポート施設を利用する際、消防団員サポート施設は、その入場料を半額とする。

### 第 5 事業実施方法

静岡県の消防団員は、消防団員サポート施設利用時に、消防団員サポート施設に市町が発行した身分証明書又は身分証明書に代わるもの(※)を提示し、利用時に家族がいる場合は、別紙 2 の家族構成表を提示する。

消防団員サポート施設は消防団員の身分証明書等を確認し、家族がいる場合は提示された家族構成表について、その内容と利用人数が一致していることを確認する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 21 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 11 日から適用する。

※身分証明書に代わるもの(例示) … 「市町村が発行する消防団の在職証明書」と「運転免許証」により、消防団員であること及び消防団員本人であることを確認する。

別 紙 1

事業実施施設等一覧

事業実施施設(消防団員サポート施設)	運営事業所等(ふじのくに消防団応援連盟に参加)
池田 20 世紀美術館	公益財団法人池田 20 世紀美術館
伊豆シャボテン動物公園	株式会社伊豆シャボテン公園
伊豆ぐらんぱる公園	
ニューヨーククランプミュージアム & フラワーガーデン	
下田開国博物館	豆州下田郷土資料館
黒船トロンプ・ルイユ美術館	
ハーバーミュージアム・ JGFA かじきミュージアム	一般社団法人 下田市観光協会

別 紙 2

家族構成表

消防団員氏名( )  
消防団名 ( )  
所属分団等( )

家族の氏名	消防団員との関係 (「配偶者」、「子」、「孫」、「父母」等を記載)

↑

\*同居であること